



長野県告示第537号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問看護ステーションあめみや	南佐久郡臼田町下小田切城下73番地	平成16年9月16日

(2) 訪問リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
医療法人秀栄会岸医院	小県郡丸子町上丸子328番地1	平成16年9月16日

(3) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
川路宅老所さろんあやめ	飯田市川路2682番地	平成16年9月16日
宅老所たのし家	須坂市野辺66番地11	〃 〃
特定非営利活動法人きのこの家	岡谷市御倉町2番21号	〃 〃
宅幼老所茶の間	東筑摩郡本城村西条4084番地4	〃 〃

(4) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
サクラケア中野事業所	中野市立ヶ花50番地2 101号室	平成16年9月16日
サクラケアあさま店	小諸市御影新田2744番地3	〃 〃

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
しなの居宅介護支援事業所	長野市上野2丁目589番1号	平成16年9月16日
居宅介護支援事業所おあしす	長野市川中島町上氷鉦1708番地17	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第538号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 施行者の名称

長野市

2 都市計画事業の種類及び名称

長野都市計画下水道事業 長野市公共下水道

3 事業施行期間

昭和33年3月28日から  
平成22年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

水環境課生活排水対策室

長野県告示第539号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

1 解除に係る保安林の所在場所

東筑摩郡四賀村大字中川字日向山3510のイの1（次の図に示す部分に限る。）、3510の58、3510の60、3510の61

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び四賀村役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林保全課

長野県告示第540号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（都市計画図作成）
2 作業期間 平成16年7月13日から平成17年3月10日まで
3 作業地域 長野市 長野市内一円

監理課

長野県告示第541号

千曲市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。平成16年9月30日

長野県知事 田中康夫

- 1 作業種類 公共測量（1/5,000・1/12,500カラー撮影）（1/1,000 家屋台帳図作成）
2 作業期間 平成16年9月21日から平成17年2月27日まで
3 作業地域 千曲市全域

監理課

選告示第47号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定により報告があったので、昭和61年選告示第66号（公職選挙法に基づく個人演説会等を開催することができる施設）の一部を次のように改正します。平成16年9月30日

長野県選挙管理委員会委員長 中村幸枝

Table with 4 columns: 表中, 施設名, 所在地, 松川町選挙管理委員会. Rows include 南箕輪村民センター, 松川町地区福祉センター, 南箕輪村民センター, 松川町民体育館, 上片桐公民館, 松川町民体育館.

選挙管理委員会

長野県人事委員会告示第1号

平成13年長野県人事委員会告示第1号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第13条第1項ただし書の規定により口頭により請求することのできる記録情報）の一部を次のように改正し、平成16年9月30日以後に合格を発表する試験に係る記録情報から適用します。平成16年9月30日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

表の長野県職員採用初級試験（高校卒業程度）の項中「、専門試験及び適性試験」を「及び専門試験」に改め、同表の長野県警察職員採用初級試験（高校卒業程度）の項及び長野県市町村立小中学校事務職員採用試験の項中

- (1) 教養試験及び適性試験の点数
(2) 合計点
(3) 合計点の順位（不合格者を含む。）
(4) 合格者の順位

- (1) 教養試験の点数及びその順位（不合格者を含む。）
(2) 合格者の順位

に改める。

人事委員会事務局